

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）正誤表

第1編 共通編 第1章 総則

ページ	条	誤	正
1-6	1-1-7	<p>1-1-7 工事カルテ作成、登録</p> <p>1. 請負者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>注) 「登録内容確認書」は平成21年8月13日付けで正誤通知済み</p>	<p>1-1-7 CORINSへの登録</p> <p>1. 請負者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
1-41 ～43	1-1-42	<p>1-1-42 諸法令の遵守</p> <p>1. 請負者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法（平成18年 法律第118号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(32) 空港整備法（昭和31年 法律第80号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(34) 漁港漁場整備法（昭和25年 法律第137号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(87) 駐車場法（平成11年12月改正 法律第160号）</p> <p>（ 以 下 省 略 ）</p> <p>注) 「番号」は平成21年8月13日付けで正誤通知済み</p>	<p>1-1-42 諸法令の遵守</p> <p>1. 請負者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法（平成18年 法律第118号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(32) 空港法（平成20年 法律第75号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(34) 漁港漁場整備法（平成19年5月改正 法律第61号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>(87) 駐車場法（平成18年5月改正 法律第46号）</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p><u>(92) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> <u>(平成19年3月改正 法律第19号)</u></p>

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）正誤表

第1編 共通編 第3章 一般施工

ページ	条	誤	正
1-109	3-4-1	3-4-1 一般事項 3. 請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書IV下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、施工計画書にその旨を記載しなければならない。	削除
1-170	3-13-24	3-3-24 足場工 請負者は、足場の施工にあたり、 <u>枠組み足場を設置する場合は</u> 、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、 <u>手すり先行工法の方式を採用した足場に</u> 、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 注) 「ガイドライン」は平成21年8月13日付けで正誤通知済み	3-3-24 足場工 請負者は、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、 <u>足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において</u> 二段手すり及び幅木の機能を有するものを <u>を設置し</u> なければならない。

第1編 共通編 第4章 土工

ページ	条	誤	正
1-171		第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本道路協会 道路土工 施工指針（昭和61年11月） （ 省 略 ） 国土 開発 技術研究センター 河川土工マニュアル（平成5年6月） （ 以 下 省 略 ）	第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 日本道路協会 道路土工 施工指針（昭和61年11月） （ 省 略 ） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月） （ 以 下 省 略 ）

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）正誤表

第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

ページ	条	誤	正
1-204	5-5-5	<p>5-5-5 鉄筋の継手 6. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。</p>	<p>5-5-5 鉄筋の継手 6. 請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>

第1編 共通編 第6章 工場製作工

ページ	条	誤	正																																																												
1-222	6-1-3	<p>6-1-3 制作工 表6-7 主要部材の完全溶込みの突合わせ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>撮影枚数</th> <th>超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部 材</td> <td>腹 応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚（引張側）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>板 応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 板</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数	引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	1	圧 縮 部 材	5	1枚	1	曲 げ	引張フランジ	1枚	1	圧縮フランジ	5	1	部 材	腹 応力に直角な方向の継手	1枚（引張側）	1	板 応力に平行な方向の継手	1枚（端部を含む）	1	鋼 床 板	1	1枚（端部を含む）	1	<p>6-1-3 制作工 表6-7 主要部材の完全溶込みの突合わせ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験撮影枚数</th> <th>超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">曲 げ</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部 材</td> <td>腹 応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚（引張側）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>板 応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 板</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数	引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	1	圧 縮 部 材	5	1枚	1	曲 げ	引張フランジ	1枚	1	圧縮フランジ	5	1	部 材	腹 応力に直角な方向の継手	1枚（引張側）	1	板 応力に平行な方向の継手	1枚（端部を含む）	1	鋼 床 板	1	1枚（端部を含む）	1
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数																																																												
引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	1																																																												
圧 縮 部 材	5	1枚	1																																																												
曲 げ	引張フランジ	1枚	1																																																												
	圧縮フランジ	5	1																																																												
部 材	腹 応力に直角な方向の継手	1枚（引張側）	1																																																												
	板 応力に平行な方向の継手	1枚（端部を含む）	1																																																												
鋼 床 板	1	1枚（端部を含む）	1																																																												
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験撮影枚数	超音波探傷試験検査継手数																																																												
引 張 部 材	1	1枚（端部を含む）	1																																																												
圧 縮 部 材	5	1枚	1																																																												
曲 げ	引張フランジ	1枚	1																																																												
	圧縮フランジ	5	1																																																												
部 材	腹 応力に直角な方向の継手	1枚（引張側）	1																																																												
	板 応力に平行な方向の継手	1枚（端部を含む）	1																																																												
鋼 床 板	1	1枚（端部を含む）	1																																																												

三重県公共工事共通仕様書（平成21年7月）正誤表

第6編 道路編 第2章 舗装

ページ	条	誤	正
6-17		<p>第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>（省略）</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として、設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）</p> <p>（省略）</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）</p> <p><u>土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）</u></p>

出来形管理基準及び規格値 第3編 海岸編

ページ	条	誤	正																																																																																																																						
117		<table border="1"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>工 種</th> <th colspan="2">測 定 項 目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">3 海岸 編</td> <td rowspan="10">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="10">5 根固め 工</td> <td rowspan="10">3</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">根固めブロック工</td> <td rowspan="2">基準 高▽</td> <td>層 積</td> <td>±100</td> </tr> <tr> <td>乱 積</td> <td>± t / 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚 さ t</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">層 積</td> <td>幅 w1 w2</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>延長 L1 L2</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乱 積</td> <td>幅 w1 w2</td> <td>- t / 2</td> </tr> <tr> <td>延長 L1 L2</td> <td>- t / 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">3 海岸 編</td> <td rowspan="7">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="7">6 消波 工</td> <td rowspan="7">3</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7">消波ブロック工</td> <td rowspan="2">基準 高▽</td> <td>層 積</td> <td>±100</td> </tr> <tr> <td>乱 積</td> <td>± t / 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚 さ t</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幅 w1 w2</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長 L1 L2</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 根固め 工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±100	乱 積	± t / 2	厚 さ t		-20	層 積	幅 w1 w2	-20	延長 L1 L2	-200	乱 積	幅 w1 w2	- t / 2	延長 L1 L2	- t / 2	3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 消波 工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±100	乱 積	± t / 2	厚 さ t		-20	幅 w1 w2		-20	延長 L1 L2		-200							<table border="1"> <thead> <tr> <th>編</th> <th>章</th> <th>節</th> <th>条</th> <th>枝番</th> <th>工 種</th> <th colspan="2">測 定 項 目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">3 海岸 編</td> <td rowspan="10">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="10">5 根固め 工</td> <td rowspan="10">3</td> <td rowspan="10"></td> <td rowspan="10">根固めブロック工</td> <td rowspan="2">基準 高▽</td> <td>層 積</td> <td>±300</td> </tr> <tr> <td>乱 積</td> <td>± t / 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚 さ t</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">層 積</td> <td>幅 w1 w2</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>延長 L1 L2</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乱 積</td> <td>幅 w1 w2</td> <td>- t / 2</td> </tr> <tr> <td>延長 L1 L2</td> <td>- t / 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">3 海岸 編</td> <td rowspan="7">2 突堤・ 人工岬</td> <td rowspan="7">6 消波 工</td> <td rowspan="7">3</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7">消波ブロック工</td> <td rowspan="2">基準 高▽</td> <td>層 積</td> <td>±300</td> </tr> <tr> <td>乱 積</td> <td>± t / 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">厚 さ t</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幅 w1 w2</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長 L1 L2</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値	3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 根固め 工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	乱 積	± t / 2	厚 さ t		-20	層 積	幅 w1 w2	-20	延長 L1 L2	-200	乱 積	幅 w1 w2	- t / 2	延長 L1 L2	- t / 2	3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 消波 工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300	乱 積	± t / 2	厚 さ t		-20	幅 w1 w2		-20	延長 L1 L2		-200						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値																																																																																																																	
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 根固め 工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±100																																																																																																																	
							乱 積	± t / 2																																																																																																																	
						厚 さ t		-20																																																																																																																	
						層 積	幅 w1 w2	-20																																																																																																																	
							延長 L1 L2	-200																																																																																																																	
						乱 積	幅 w1 w2	- t / 2																																																																																																																	
							延長 L1 L2	- t / 2																																																																																																																	
						3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 消波 工	3		消波ブロック工							基準 高▽	層 積	±100																																																																																																					
												乱 積	± t / 2																																																																																																												
												厚 さ t		-20																																																																																																											
幅 w1 w2		-20																																																																																																																							
延長 L1 L2		-200																																																																																																																							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値																																																																																																																	
3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 根固め 工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300																																																																																																																	
							乱 積	± t / 2																																																																																																																	
						厚 さ t		-20																																																																																																																	
						層 積	幅 w1 w2	-20																																																																																																																	
							延長 L1 L2	-200																																																																																																																	
						乱 積	幅 w1 w2	- t / 2																																																																																																																	
							延長 L1 L2	- t / 2																																																																																																																	
						3 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 消波 工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300																																																																																																											
													乱 積	± t / 2																																																																																																											
												厚 さ t		-20																																																																																																											
幅 w1 w2		-20																																																																																																																							
延長 L1 L2		-200																																																																																																																							